

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の令和 8 事業年度の事業の計画に関する書類の提出について

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の令和 8 事業年度の事業の計画を説明する書類を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 5 第 1 項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

周南市長 藤 井 律 子